

第3期高松市子ども・子育て支援推進計画策定支援業務委託仕様書

1 件名

第3期高松市子ども・子育て支援推進計画策定支援業務委託

2 目的

「第2期高松市子ども・子育て支援推進計画」が令和6年度をもって終了することから、令和7年度から令和11年度までを計画期間とする次期計画を策定することとしている。

本業務は、次期計画の策定に当たり、子どもや子育て世帯等の生活実態や動向等を把握・分析するためのニーズ調査を実施するとともに、現行計画の現状分析・評価及び課題等の整理をした上で、ニーズ調査の結果を踏まえ、次期計画の策定を支援することを目的とする。

3 基本条件

(1) 次期計画の位置付け

ア 以下の①、②の計画として位置付けている「第2期高松市子ども・子育て支援推進計画」に、以下の③の計画として位置付けている「高松市子どもの貧困対策推進計画」を、新たに包含して、一体的に策定するものとする。

イ 今後、国が策定予定の「こども大綱」を勘案して、市町村が策定に努めることとされている、以下の⑤の計画として、次期計画を位置付けることも見込まれる。

次期計画を、市町村こども計画として位置付ける場合、「こども大綱」が、少子化社会対策基本法第7条第1項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策、子ども・若者育成支援推進法第8条第2項各号に掲げる事項、子どもの貧困対策の推進に関する法律第8条第2項各号に掲げる事項を含むものでなければならないとされていることから、次期計画は、これらの要素を含めた計画とする予定である。このため、現在、本市で策定していない、以下の④の計画としても、次期計画を位置付け、一体的に策定するものとする。

- ①子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画
- ②次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく市町村行動計画
- ③子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第2項に基づく子どもの貧困対策計画
- ④子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に基づく市町村子ども・若者計画
- ⑤こども基本法第10条第2項に基づく市町村こども計画

(2) 次期計画の計画期間

令和7年度から令和11年度まで

4 業務内容

【令和5年度業務】

(1) ニーズ調査の準備

子どもや子育て世帯等の生活実態や動向等を把握・分析し、次期計画に反映させるため実施するニーズ調査について、以下のとおり準備すること。

ア 調査内容

内容	対象	件数
子ども・子育て支援に関する調査	①就学前児童の保護者	3,000件
	②小学生の保護者	2,000件
青少年・若者に関する意識調査	③一般市民（18歳～39歳）	2,000件

イ 調査票の設計

ニーズ調査の調査項目について、経年比較の必要性に留意し、前回調査のほか、国から今後示される「こども大綱」等に基づき、市町村こども計画策定を視野に入れた、専門的な見地から、調査票について、以下のとおり提案すること。

また、回答者の負担軽減のため、読みやすく、分かりやすいものとなるよう、工夫・配慮し、回収率が向上するような方策を講じること。

なお、調査票の内容については、発注者と協議し、事前に承認を得ること。

① 子ども・子育て支援に関する調査

「子ども・子育て支援法」を勘案し、国から示されるモデル調査票案及び「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等の考え方」等に基づき、調査項目を設定すること。

また、前回調査の調査項目を参考に、経年変化を捕捉できる項目とし、必要に応じて、現在の社会情勢等に見合った調査項目に修正すること。

② 青少年・若者に関する意識調査

「子ども・若者育成支援推進法第8条第2項各号」、「少子化社会対策基本法第7条第1項」等を勘案し、内閣府の「子ども・若者の意識と生活に関する調査（令和4年度）」等も参考に、調査項目を20問程度設定すること。

【令和6年度業務】

(1) ニーズ調査の実施

ア 調査時期

令和6年4月～5月のうち1か月程度

イ 調査方法

調査方法は、以下のとおり、郵送（③の対象を除く。）により実施すること。

対象	回答方法
①就学前児童の保護者	郵送
②小学生の保護者	郵送
③一般市民（18歳～39歳）	Web回答（発注者で実施）

※上記③の対象：受注者が作成した調査票データを基に、発注者が、L o G oフォームにて調査を実施し、集約した回答データ（CSV形式）を電子媒体（CD-R等）にて提供するものとする。

ウ 調査票等の作成・印刷

調査票、発送・返信用封筒（角2又は長3）を、以下のとおり作成し、印刷すること。

対象	印刷数		
	調査票（部・枚）	発送用封筒（枚）	返信用封筒（枚）
①就学前児童の保護者	3,000	3,000（角2）	3,000（角2）
②小学生の保護者	2,000	2,000（角2）	2,000（角2）
③一般市民（18歳～39歳）	2,000（依頼文）	2,000（長3）	—

※調査票は、A4版両面とし、種類に応じて調査票の色を変えること。

※③の対象については、調査票ではなく、回答依頼文を作成・印刷すること。

エ 調査対象の抽出

発注者が、住民基本台帳から対象者を無作為に抽出し、宛名ラベルを出力して受注者に提供するものとする。データでの提供も可能とする。

オ 調査票の発送・回収

- ① 発送用封筒への封入・封緘、宛名ラベルの貼付は受注者が行う。
- ② 返信用封筒の返信先は受注者宛とする。
- ③ 郵送による調査票の発送及び回収に係る費用は、受注者の負担とする。
- ④ 調査回収率の目標は60%（前回調査時55.9%）とする。

カ 集計及び分析

調査票の設問項目別に集計し、必要な設問項目においては地域別・クロス集計等の分析を行い、併せて自由回答の取りまとめ・分析を行うこと。

国が示す基本指針に基づく教育・保育や事業計画の「量の見込み」の算出、区域設定、必要事業の「確保方策」等が検討できるよう集計・分析すること。

(2) 香川県子どもの生活状況調査の高松市分の分析

香川県が、令和6年2月に実施予定の、「香川県子どもの生活状況調査」について、集計データ（高松市分）を提供するので、「子どもの貧困対策の推進に関する法律第8条第2項各号」を勘案し、内閣府の「子供の生活状況調査（令和3年度）」、「香川県子どもの未来応援アンケート調査（平成28年度）」、「高松市子ども貧困対策推進計画」等も参考に、計画策定に必要な項目についてのみ分析すること。

【香川県子どもの生活状況調査の概要】

ア 目的

こども基本法に基づく香川県こども計画の来年度策定に向けて、県内の子どもの生活状況などの基礎資料を得るとともに、支援ニーズの調査・分析を行う。

イ 調査内容

令和2年度に内閣府が実施した『子供の生活状況調査』を踏まえ、内閣府において、自治体が共通して調査すべき項目を「自治体向け調査票」として作成・公開しているものをベースに調査票を作成する。

ウ 調査対象（高松市分）

対象	件数
①小学5年生	947件

②中学2年生	1,001件
③高校2年生	930件
上記①～③の保護者	2,878件

※県内の小学5年生、中学2年生及び高校2年生の児童・生徒の25%を、住民基本台帳から無作為に抽出

エ スケジュール（予定）

令和6年 2月上旬	調査実施
3月	単純集計
4月～6月	分析・報告書作成（市町単位で分析はしない。）

(3) 報告書の作成

令和6年6月末までに、ニーズ調査の概要（調査目的・調査方法・回収結果等）、ニーズ調査結果（回答者の属性、回答結果の集計、分析結果等）、「香川県子どもの生活状況調査」（高松市分の必要項目のみ）の分析結果、参考資料を取りまとめた報告書を作成すること。

(4) 計画策定支援

ニーズ調査等の結果等を踏まえ、現行計画の現状分析・評価及び課題等の整理をした上で、以下のとおり、次期計画の策定を支援すること。

ア 計画の施策体系、内容等の検討支援

- ① 市の総合計画や他計画との位置付けに関する整理
- ② 国の基本指針、「こども大綱」等を踏まえた計画の施策体系、内容等の検討

イ 本市の子ども・子育て支援に関する現状と課題の分析等

- ① 人口や世帯、就労状況等の動向や子育ての実態等に関する情報分析・課題の整理
- ② 「第2期高松市子ども・子育て支援推進計画」、「高松市子どもの貧困対策推進計画」の達成状況の整理・分析・進捗評価、課題の整理
- ③ 「こども大綱」や市町村こども計画に関する市の事業の整理、現状分析、課題の整理
- ④ 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現状把握、課題整理（提供区域ごとに実施）
- ⑤ ニーズ調査結果等を踏まえた現状と課題の整理・分析
- ⑥ 現行の計画の評価方法・評価内容に関する検討支援
- ⑦ その他、本市における子育て支援サービス全般の分析・比較等

ウ 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業等

- ① 人口推計と子どもの数の将来推計（既存の市の人口推計データを参考）
- ② 人口の推計や分析・ニーズ調査結果に基づくニーズ量、課題分析等
- ③ 提供区域の再検討に係る支援
- ④ 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」の検討支援
- ⑤ 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の確保方策の検討支援

エ 計画骨子案・素案の作成支援

- ① 潜在的な需要と本市の現状を踏まえたサービスの必要量の把握と計画への反映

- ② 具体的な子ども・子育て支援施策の検討支援
- ③ 提供体制の確保方策の検討支援
- ④ 目標数値設定の検討支援
- ⑤ 評価指標の検討支援
- ⑥ 評価方法の提案・検討支援
- ⑦ 計画骨子案・素案の作成・修正・校正

オ 子ども・子育て支援会議やパブリックコメント等の意見反映

- ① 関係会議への出席は求めないが、委員等からの意見に対する助言、計画骨子案・素案への反映（関係会議資料は発注者が作成）

カ その他の情報分析・市への助言

- ① 国の基本指針、「こども大綱」等及び市の状況を勘案した上での調査情報分析
- ② 市の総合計画等の他計画との整合性に係る情報分析・助言
- ③ 国、香川県、先進自治体、同規模自治体及び近隣自治体の状況報告

(5) 計画書及び概要版の作成

ユニバーサルデザインの視点で、イラストや図表などを活用し、子どもや一般市民に広く伝わる親しみやすいデザインの計画書及び概要版を、令和7年3月末までに作成すること。

概要版については、本編から要点を的確に抜粋し、計画全体を分かりやすく把握できるような構成とすること。

5 スケジュール

令和6年 2月～3月	ニーズ調査準備
3月	令和5年度第3回子ども・子育て支援会議
4月～5月	ニーズ調査実施
6月	ニーズ調査報告書作成
7月	・令和6年度第1回子ども・子育て支援会議 ・次期計画骨子案作成
9月	・令和6年度第2回子ども・子育て支援会議 ・次期計画素案作成
11月	・令和6年度第3回子ども・子育て支援会議 ・次期計画案作成
令和7年 1月	パブリックコメント実施
3月	次期計画書・概要版作成

※国の「こども大綱」が示される時期等によって、年度間の業務が変更となる可能性があるため、その場合は、受託者と別途協議する。

6 成果品

【調査関係】

- (1) ニーズ調査等結果報告書：紙原稿1部及び電子媒体（CD-R等）

- (2) ニーズ調査票様式：電子媒体（CD-R等）
- (3) 回収した調査票
- (4) その他収集・分析したデータ：電子媒体（CD-R等）

【計画書関係】

- (1) 計画書：A4版 500冊（その他の規格については提案によるものとする。）
- (2) 概要版：A4版 500部（その他の規格については提案によるものとする。）
- (3) 上記（1）及び（2）の電子媒体（CD-R等）
- (4) その他収集・分析したデータ：電子媒体（CD-R等）

7 提出書類

本業務の着手及び完了に当たって、下記の書類を提出しなければならない。

- (1) 業務委託着手届
- (2) 業務委託完了届
- (3) 納品書
- (4) 請求書

なお、承認された事項を変更しようとするときは、その都度承認を受けなければならない。

8 打合せ

受託者は、常に発注者と緊密な連絡をとり、進捗状況の報告、スケジュール等の調整、課題や問題点の解決等について、十分な打合せを行うとともに、作業の途中において報告を求められたときは、直ちに報告を行わなければならない。

9 責任者の配置

受託者は、責任者を配置することとし、責任者は、業務の適正な管理を行わなければならない。

10 費用の負担

本業務の執行等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受託者の負担とする。

11 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合、又は本基本仕様書に定めない事項については、本市と受託者の協議の上、これを定める。

12 再委託

受託者は、本業務の全部を一括して再委託してはならない。ただし、全体としての委託業務の遂行に支障が生じない範囲で、本市に事前の書面による了承を得た上で、本業務の一部を再委託することができる。

13 その他注意事項

- (1) 本業務において、受注者が制作し、発注者に提出した資料、写真、電子データ等（以下、「本件成果物」という。）の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、発注者に帰属する。
- (2) 受注者は、発注者に著作権が帰属する本件成果物に関し、いかなる場合においても、著作者人格権（著作権法第59条）を行使しないこと。
- (3) 掲載する写真、文章、説明文等は、事実・調査に基づくものとし、転写・引用については肖像権・著作権等の侵害とならぬよう格段の配慮をすること。
- (4) 受注者は、委託により知り得た事項及び個人情報について、厳にその秘密を守り、他に漏らさないこと。
- (5) 発注者が貸与した資料等は、業務完了後速やかに返還し、個人情報の保護義務を遵守すること。